和歌山市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の地方移住に対する支援を強化するため、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)の大学又は大学院(以下「大学等」という。)を卒業・修了して、県内就職に伴い和歌山市に移住する者に、和歌山市地方就職学生支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則(平成2年規則第27号。以下「規則」という。)及び地方就職学生支援事業実施要領(令和元年6月5日和歌山県制定)によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

- 第2条 支援金の交付を受けることができる者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げる 要件を全て満たす者とする。
 - (1) 移住等に関する要件 次に掲げるアからウまでに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア)大学等の卒業・修了年度において、本部所在地が東京都内にある東京圏の大学のうち条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了し、又は卒業・修了する見込みであること。
 - (イ)大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在 住していること。
 - イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア)本市に移住したこと。ただし、本市への移住を予定しており、県内に所在する企業等 に就職することが内定している場合も対象とする。
 - (イ)支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在 学中に申請する場合は、卒業・修了後に同条第2号の要件を満たす企業等に就業し、支 援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。
 - (ウ)申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
 - ウ その他の要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - a 暴力団員(和歌山市暴力団排除条例(平成23年条例第28号。ウにおいて「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - b 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又 は暴力団員を利用している者
 - c 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力 する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けない で金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (イ) 日本国籍を有していること又は日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民

認定法(昭和26年政令第319号)第7条第1項第2号による別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイのいずれにも該当すること。
 - ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当する企業等に前号ア (ア) の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
 - (ア) 勤務地が和歌山県内に所在すること。
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
 - (ウ) 官公庁等(第三セクター(国又は地方公共団体と民間の共同出資による法人をいう。
 -) のうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。) ではないこと。
 - (エ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている 法人への就業でないこと。
 - イ 就職条件等に関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
 - (ア)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - (イ) 和歌山県外への転勤がない社員として採用予定であること。
- (3) この要綱による支援金の交付を受けていないこと。

(支援対象経費)

第3条 支援金の交付の対象となる経費は、勤務地が和歌山県内に所在する企業への就職活動の ために1回の往復に要した交通費(公共交通機関を利用した場合に限る。)とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、前条に規定する経費(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は16,000円のうちいずれか少ない額とする。ただし、交付の申請は 先着順とし、申請額の合計が予算を超えない範囲とする。

(交付の申請)

- 第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、地方就職学生支援金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)によるものとする。
- 2 市長は、規則第3条の事業計画書及び収支予算書の添付を省略させるものとする。
- 3 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 提示により本人であることを確認することができる書類の写し(日本国籍を有しない者にあっては、第2条第1号ウ(イ)に規定する在留資格を有することを証明するものの写し)
- (2) 卒業・修了証明書(卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの)。ただし、在学中に申請する場合は、在学証明書等の卒業・修了学年であることの確認ができる書類をもってこれに代えることができる。
- (3) 内定証明書(別記様式第2号)
- (4) 地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(別記様式第3号)
- (5) 移住元の住民票の写し
- (6) 第3条の交通費に係る領収書の写し

(交付の条件)

- 第6条 市長は、交付決定をする場合において、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次 に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 虚偽の申請等をしないこと。
 - (2) 支援金の申請日から1年以内に第2条第2号に規定する要件を満たす就職先への就業を行うこと。
 - (3) 支援金の申請日から1年以内に本市に転入すること。ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。
 - (4) 就業開始日から1年以内に第2条第2号に規定する要件を満たす就職先を辞さないこと。 ただし、退職から3カ月以内に第2条第2号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合 を除く。
 - (5) 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から5年以内に本市から転出しないこと。
 - (6) 第2号から前号までの条件を充足することが困難となった場合においては、速やかに市長 に報告してその指示を受けなければならないこと。

(支援金の交付)

- 第7条 市長は、規則第4条第1項に規定する交付決定を行った場合は、規則第12条の規定による報告を省略させるものとする。
- 2 市長は、規則第4条第1項の規定による調査及び規則第13条の規定による調査については、 これらに係る手続を併合して行うものとする。規則第6条の規定による通知及び規則第13条 の規定による通知についても、同様とする。
- 3 前項に規定する通知は、地方就職学生支援事業に係る交付決定及び確定通知書(別記様式第 4号)により行うものとする。
- 4 規則第4条第1項の規定により交付決定をしたときは、規則第15条第1項の規定による請求があったものとみなす。

(やむを得ない場合の取扱い)

第8条 規則第16条第1項第3号の規定に該当する場合であっても、雇用企業の倒産、災害、 病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合は、交付の決定を取り消さない ものとする。

(返還の請求)

- 第9条 規則第17条第1項の規定により返還請求をする場合において、次の各号に定めるときに応じ、それぞれ当該各号に定める額を返還させることができる。ただし、就職先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 第6条第1号から第4号までの条件に違反したとき又は居住や就業の実態がないことが明らかとなったとき 全額
 - (2) 第6条第5号の条件に違反したとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める 額
 - ア 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に本市から転出した場合 全 額
 - イ 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した 場合 半額

(報告及び立入調査)

第10条 本市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和6年7月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月28日から施行する。

(宛先) 和歌山市長

年 月 日

地方就職学生支援金交付申請書兼請求書

和歌山市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金を申請します。また、交付決定を受けた場合は、その決定額を請求します。

1 申請者欄

フリガナ		性別			
氏名		生年月日	年	月	日
住所	〒	電話番号			
メールアドレス					
在学大学・学部					
(大学院・研究科)					

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名				
	所在地				
面接・試験日		年	月	日	
内定日		年	月	目	

3 移動経路(往復)

□ <i>[</i> +	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
日付	父理機関の名称	(バス停名・駅	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	

管理コード (和歌山市使用欄)	
-----------------	--

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1		内	定	者	曺	報
_	•	1 1	Δ		17	TIX

フリガナ				
氏名				
生年月日	年	月	日	

2. 採用活動情報

- 1/10/10/10/20/10/10/10	
面接・試験日	年 月 日
	会社所在地と同じ ・ それ以外の場所
実施場所	(※それ以外の場所の場合、会場の所在地を記載してください。)
内定日	年 月 日
太泽弗士纵姬	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。)
交通費支給額	円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ 無期の雇用である。
	□ 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
	該当する場合はチェックを付けてください。※
勤務地に関する	□ 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な
特記事項	勤務地の変更がない。
	(勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)

※地方就職学生支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地 事業者名 代表者名 電話番号 担当者

以下は、申請者が記載してください。

上記内定を承諾し、和歌山市地方就職学生支援金を申請いたします。

申請者氏名:

別記様式第3号(第5条関係)

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 次の場合には、和歌山市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合:全額
 - イ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合:全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に和歌山市に転入しなかった場合:全額
 - エ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合:全額
 - オ 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に和歌山市から転出した場合 : 全額
 - カ 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に和歌山市から転出 した場合:半額
- (3)上記(2)イから力までの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。
- (4) 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から5年間、少なくとも年1回以上、居住状況を報告します。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

2 同意事項

- (1)上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、和歌山市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 和歌山市が、個人情報について、都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住所

氏名

様

和歌山市長即

地方就職学生支援事業に係る交付決定及び確定通知書

和歌山市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり支援金を交付することを決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

支援金

振込予定日 年 月 日 指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。御了承ください。 支援金は、登録された口座に振り込みます。

備考

- 1 本市は、和歌山市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、地方就職学生支援事業 が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する 場所に立入調査を行うことがあります。
- 2 和歌山市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、支援金の全額又は半額を返還していただきます。
- (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合:全額
- (2) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす就業を行わなかった場合:全額
- (3) 支援金の申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合:全額
- (4) 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合:全額
- (5) 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に本市から転出した場合: 全額
- (6) 移住した日又は就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合: 半額
- 3 上記2(2)から(6)までの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市 長に報告しその指示を受けてください。
- 4 移住した日から5年間、少なくとも年1回以上、居住状況を報告してください。

管理コード (和歌山市使用欄)